

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会

平成30年2月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700343号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700025号

第1 結論

請求期間①から④までについては、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年8月から昭和54年3月まで
② 昭和55年4月及び同年5月
③ 昭和56年4月
④ 昭和57年4月及び同年5月

私は、20歳になった昭和52年頃にA町役場(当時)において、自分で国民年金の加入手続を行った。当時、私はB市に所在した学校の学生であったため、私の母親が同町役場で請求期間①に係る保険料を一括して納付してくれた。

また、請求期間②及び③の保険料については、私の母親がA町役場で納付し、請求期間④の保険料については、私の職場に来ていたC銀行の職員に私が納付を依頼していた。

各請求期間に係る保険料を納付したことを示す書類は処分してしまったが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び昭和61年10月24日にA町長が発行した請求者に係る国民年金保険料納付状況等証明書によれば、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和57年7月1日と記載されオンライン記録と一致している。

また、請求者は、20歳になった昭和52年頃に自分で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は昭和57年9月27日に払い出

されていることが確認できる。また、請求者の手帳記号番号の一つ前の手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、「昭和57年9月11日新規・再取得届出」の記載が確認できる。これらのことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和57年9月頃に行われたものと推認でき、請求者はこの時点で直近の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年7月1日に国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、請求期間①から④までの保険料を請求者の主張のとおり納付するためには、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。また、請求者に係る改製原の戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間①当時、B市に住民登録していることが確認できることから、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和52年4月から昭和57年9月までの期間にA町及びB市で払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、請求期間①から④までは国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、請求期間①から④までに係る保険料の納付書は発行されず、請求者が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

請求期間①について、請求者は、20歳になった昭和52年頃にA町役場で国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、前述のとおり請求者は、請求期間①当時、B市に住民登録していることが確認できるところ、B市（平成17年にA町と合併）は、当時A町では、別市町村に住民登録している者は、同町において国民年金被保険者資格の取得手続及び保険料の納付はできなかった旨回答していることから、請求者の主張は、当時の事務の取扱いと符合しない。

請求期間②、③及び④について、請求者は、当該各請求期間の直前に加入していた共済組合員資格を喪失後、請求期間②、③及び④に係る国民年金に関する手続を行った記憶は無い旨陳述しており、請求期間②、③及び④に係る国民年金の加入手続が行われた状況はうかがえない。

請求期間④について、請求者は、請求者の職場に集金に来ていたC銀行の職員に保険料の納付を依頼していた旨陳述しているところ、同銀行は、請求期間④当時の資料は無く、当時の職員もいないため、集金先の者から保険料の納付の依頼を受けていたかは確認できない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

請求者が請求期間①から④までの保険料を納付していたものと認めることはできない。